

ごみ出し時間を守りましょう！

可燃ごみ	全地区（午前8時までに可燃ごみ集積所へ出してください）	毎週 火曜日・金曜日
------	-----------------------------	------------

(粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました)

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	8月29日(木)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	8月30日(金)

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

※テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコンは
収集しません。(株)橋本または購入した店に引き
取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入
してください。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	9月24日(火)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	9月25日(水)

※蛍光管・体温計（水銀式）は、役場本庁・役場
各出張所の回収ボックスへ出してください。

A地区＝八百津（下記の八百津地区以外）・錦織・和知・伊岐津志

B地区=杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

ペットボトル 食品トレイ 発泡スチロール	B & G 体育館北側 各出張所	8月 4日(日) 午前 8時～ 11時
-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

※ペットボトルは洗浄して、フタを取って出してください。(フタは可燃ごみまたはその他プラです。)

※発泡スチロール製の箱は、宛名ラベルなどを剥がしてください。

がれき類	久田見 処分場	毎月第1・第2日曜日 午後12時30分～午後4時
	錦 織 処分場	毎月第3・第4日曜日 午前9時～午後4時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・
壁土以外（土砂や岩石）は処分できません。

※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は
処分できません。

※ 300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)

その他プラ	各自治会の 不燃ごみ集積所	8月11日(日)
		8月25日(日)
		9月 8日(日)
		9月22日(日)



※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。

ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

適切なごみ出しにご協力を

町内にお住まいのみなさまの家庭から出されるごみは、収集日当日の朝8時までに、町指定の集積場所に出してください。

また、指定袋以外で出されたごみは回収を行いませんのでご注意ください。

を

家庭から
朝8
に出

※ 贈入(泰田) 署名と印
※ 住所(自治会)
※ 贈入(泰田) 年月日
※ 交付申請、請求及び受領に際する一切の書類を委任します。
※ 贈入(泰田) 署名と印
※ 住所(自治会)
※ 贈入(泰田) 年月日
※ 交付申請、請求及び受領に際する一切の書類を委任します。
※ 贈入(泰田) 署名と印
※ 住所(自治会)
※ 贈入(泰田) 年月日
※ 交付申請、請求及び受領に際する一切の書類を委任します。